

防府市人権推進指針
(案)
《概要版》

令和8年3月

防 府 市

1 指針策定の背景

(1) 国際連合の取組

近年国際連合では、多くの人権関連諸条約の採択、各種の宣言、国際年の制定、「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認、持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディー・ジーズ}の採択等、人権尊重に向けた数々の国際的な取組が行われています。

(2) 国・県の動向

国では、平成 28 年（2016 年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「持続可能な開発目標実施指針」、令和 2 年（2020 年）に、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

こうした人権に関わる法令等は、社会情勢の変化やその時々が生じた課題に対応するため、改正などによる整備が行われてきました。

山口県では、平成 14 年（2002 年）3月に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」（以下、「県指針」という。）を策定し、平成 18 年（2006 年）4月に、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」が設置されました。その後、令和元年（2019 年）7月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査を踏まえ、令和 6 年（2024 年）12月に、「県指針」の改定が行われました。

県はこの指針に基づき、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重を基本的な考え方とした取組を積極的に推進するとともに、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権問題の正しい理解と人権尊重の考え方を認識していくための教育と啓発を進めています。

(3) 本市の取組

本市では、「防府市総合計画」において掲げた、市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、「県指針」の趣旨を踏まえた施策を実施してきました。また、各分野における課題については、男女共同参画、こども、高齢者、障害のある人、環境等に関する分野ごとの個別計画等を策定し、施策の実施に取り組んできました。

平成 31 年（2019 年）2月に、人権に関する施策の総合的な推進を図るため「防府市人権施策推進審議会」を設置し、また、市民の人権に対する意識を把握し、人権施策を推進していく上での基礎資料とするため、平成 21 年（2009 年）、及び 10 年後の令和元年（2019 年）に「人権に関する意識調査」を実施し、人権への意識や、憲法に定める基本的人権の尊重など、人権に関する質問とその回答から調査分析を行い、市民の考え方や意識の変化等の把握に努めています。

2 指針策定にあたって

(1) 指針策定の趣旨

本市では、「防府市人権施策推進審議会」の意見を基に、また、これまでに実施した「人権に関する意識調査」の結果も踏まえ、このたび新たに「防府市人権推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定し、本市の人権に関する施策の総合的な推進を図ることとしました。

(2) 指針の性格

本指針は、人権施策の推進に関し、県指針の基本理念を踏まえつつ、総合的な本市の施策推進の方向性や方策を示す、基本指針としての性格をもちます。

ア 「防府市総合計画」を始め、本市の分野別計画等とも密接な関係をもたせ、本市の人権施策の方向性や、人権教育・人権啓発を総合的に推進するための方策を示すものです。

イ 人権が尊重されるまちづくりに向け、連携した取組を行うため、市民をはじめ、団体や企業などに対して本市の人権施策の推進方向を示すものです。

3 指針の基本理念・キーワード

(1) 基本理念

本指針では、すべての市民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」の実現に向け、総合的に人権施策を推進することを基本理念とします。

(2) キーワード

本指針では、市政のあらゆる分野において、基本理念に基づいた取組を行うため、次の3つのキーワードに基づき、諸施策を推進します。

じ ゆ う (自由)

だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。

び ょ う ど う (平等)

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

い の ち (生命)

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

4 施策の推進

(1) 人権を尊重した行政の推進

市の行政活動については、市民の人権の尊重を基本的な考え方とした取組を行うことを積極的に推進します。

- ア 市のあらゆる施策は、市民の人権を尊重するという視点に基づいて推進します。
- イ 市の業務では、人権尊重の視点に立った業務の点検や見直し、適正な情報公開の推進や個人情報保護等を行います。また、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- ウ 市職員が、人権尊重の視点に立った業務を遂行し、人権行政の担い手としての自覚をもてるよう、人権に関する職員研修の充実に努めます。

(2) 人権教育の推進

本市では、就学前や学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、人権教育を推進します。

ア 学校等における取組

幼児、児童・生徒の心身の成長の過程に即し、就学前や学校等の教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進し、人権教育の視点を踏まえた指導の充実に努めます。

- (ア) 実践的な人権感覚の育成
- (イ) 教職員等の研修の充実
- (ウ) 学校等と地域との連携

イ 地域社会における取組

人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図り人権教育の視点を踏まえた指導の充実に努めます。

- (ア) 地域での学習機会や学習内容の充実
- (イ) 指導者の養成と資質向上への支援

ウ 家庭教育への支援

家庭のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

- (ア) 学校や社会教育関係団体等との連携を通じて、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- (イ) 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

(3) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る心豊かなぬくもりのある地域社会を実現していくために、人権に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る幅広い啓発活動の取組を推進します。

ア 人権関連情報の発信

広報誌、インターネット、各種刊行物等を活用し、広く人権関連情報を発信するとともに、防府市人権学習推進市民会議等と連携して人権講演会を実施し、市民への啓発に取り組みます。

イ 人権関連情報の適切な提供

市民、地域の団体、企業等による自主的な人権学習への支援のため、人権に関する情報や資料を適切に提供します。

ウ 市民が主体となる活動の促進

市民の自主的、主体的な活動の促進に努めます。

(4) 相談・支援体制の充実

人権に関わる様々な事案の早期解決に向け、人権擁護委員を始めとする国の人権擁護機関や、関係行政機関、学校、事業者などの各種団体との十分な連携を図ります。

また、市の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じて相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

5 推進体制

(1) 市の推進体制

ア 「防府市人権施策推進審議会」

施策の総合的な推進に当たって「防府市人権施策推進審議会」に意見を求めていきます。

イ 「防府市人権学習推進委員」

人権学習の積極的な推進を図るため、地域代表者、有識者、人権擁護委員、学校、公民館、団体及び企業から「人権学習推進委員」を選出し、推進委員を中心に各組織で市民の人権意識の高揚と人権感覚を磨くための啓発活動を行います。

ウ 「防府市人権施策推進連絡会議」

人権施策の連絡調整及び人権施策の充実に向けた検討等を行うため、全庁的な組織として設置する「防府市人権施策推進連絡会議」において、総合的な人権施策を推進します。

(2) 民間団体、企業、行政の連携・協力

国や県、市など行政機関による連携にとどまらず、市民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するための体制整備を進めるとともに、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して人権施策を推進します。

- 男女共同参画に関する問題
- こどもの問題
- 高齢者問題
- 障害のある人の問題
- 部落差別（同和問題）
- 外国人問題
- 犯罪被害者と家族の問題
- 罪や非行を犯した人の問題
- 環境問題
- インターネットにおける問題
- 感染症等患者の問題
- プライバシーの保護
- 拉致問題
- インフォームド・コンセントの推進
- ハンセン病問題
- 性の多様性の問題
- その他の人権問題
 - ・ ストーカー等に関する問題
 - ・ フリーターなど非正規雇用に関する問題
 - ・ 自己決定権に関する問題

〈参考〉 SDGs：持続可能な開発目標